

UR賃貸住宅居住者の住まいの安定を求める意見書

現在、独立行政法人都市再生機構について、そのあり方の見直しが進められている。

UR賃貸住宅に関しても、団地ごとの「再生・再編方針」が出され、売却・削減、民営化が推し進められようとしている。今回の独立行政法人見直しにより、UR賃貸住宅が今後どうなるのか、居住の安定はどうなるのか、多くの住民が大変心配している。

あわせて、独立行政法人都市再生機構は、「当面延期」していた継続居住者の家賃改定・値上げを2011年（平成23年）4月から実施するための作業を開始した。こうした動きにより、住民の間に、「生活のよりどころが失われるのでは」との不安が広がっている。

高齢者や低所得者が居住する公団住宅は、セーフティネット住宅として大きな役割を果たしている。

よって、国及び政府に対し、下記の事項について、適切な対応を行うよう強く要求する。

記

- 1、独立行政法人の見直しにおける都市再生機構の事業の見直しにあたっては、UR賃貸住宅の存続と役割の重要性を明確にし、居住者の居住の安定策を推進すること。
- 2、UR賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること。また、公営住宅入居階層が大半を占めるようになっている実態を踏まえ、公営住宅に準じた家賃制度の導入をはじめ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる制度に改めるための検討を行うこと。
- 3、経済情勢等を踏まえ、継続居住者の家賃値上げの凍結解除については、当面見送ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月27日

泉南市議会